

市町村しまくとうば普及実施補助金の概要

1 目的

しまくとうばは、地域毎に異なるという多様性があるため、それぞれの地域の言葉を残す取組を行うことが重要である。

そのため、各地域に応じた取組を推進することを目的に、市町村が実施する普及継承に関する取組を支援する。

2 補助内容

①補助率：県 9 / 10、市町村 1 / 10

②補助上限額（予定）：2,250 千円

③補助件数（予定）：4 件程度

④事業期間（予定）：令和 9 年 4 月～令和 10 年 2 月（令和 9 年度）

⑤対象経費（予定）：賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料

※当事業は、沖縄振興特別推進交付金を活用した事業となります。

3 事務の流れ ●市町村の事務 ○県の事務

〈令和 8 年度〉

①市町村しまくとうば普及実施計画書の提出



②採択通知



③令和 9 年度の予算要求



④令和 9 年度の予算成立

〈令和 9 年度〉

⑤市町村しまくとうば普及実施補助金交付申請（R 8 に採択されたもの）



⑥交付決定



⑦事業実施



⑧実績報告書の提出



⑨額の確定



⑩補助金の支払い ※実施年度の 3 月末までに支払手続（振込まで）を完了する必要がある。

4 補助対象となる取組例

- ・学校等におけるしまくとうばの授業等の実施
- ・地域のしまくとうば辞書の制作
- ・しまくとうばに関する講座や研修の実施
- ・しまくとうばに関するシンポジウムやイベントの開催
- ・その他、しまくとうばの普及継承につながる地域の特性に応じた取組